

仕様書

1 件名

成田労働基準監督署 ACP-2 系統空調設備更新工事

2 施工場所等

名称： 成田労働基準監督署

住所等： 〒286-0134 成田市東和田 553-4

連絡先： 0476-22-5666

担当者： 監督課長 五十嵐（いがらし）

3 施工時期

令和7年1月31日（金曜日）まで

※但し、可能な限り早急に施工すること。

4 工事概要

成田労働基準監督署の空調機（ACP-2 系統）を更新すること。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事にて排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たっては、必要な養生を施し、安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後、発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約後、関係法令等に基づき必要に応じて石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。
- (7) と。石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。
- (8) 工事可能日は、土日祝日とする。時間は、原則として8時30分から17時00分までの間とする。いずれも、担当者的了承を得たときはこの限りではない。

- (9) 機器の設置、撤去等に伴い、クレーン作業を要する場合は、これらも見積りに含めるものとする。また、クレーン作業を実施する場合には、適切な安全措置を講じること。

7 仕様等

(1) 既設機器の撤去

(系統名) ACP-2 系統

○機器の構成は以下のとおり。設置場所は別添「レイアウト図」のとおり。

いずれも三菱電機製 各 1 台

(室内機) ①2 階署長室 : PLFY-P71AM-C (天カセ)

②2 階端末機室 1 : PKFY-P45GM-C (壁掛)

③2 階端末機室 2 : PKFY-P28AM-C (壁掛)

④2 階認定室 : PLFY-P36LMD-D (天カセ)

⑤2 階取調室 : PLFY-P45LMD-D (天カセ)

⑥2 階男子更衣室 : PKFY-P22AM-C (壁掛)

⑦2 階女子更衣室 : PKFY-P28AM-C (壁掛)

⑧1 階休養室 : PKFY-P56GM-C (壁掛)

(室外機) ⑨屋外 : PUHY-P450EM-A1 (床置)

○リモコン : 有線

(2) 新設機器について

○冷媒配管、ドレン配管及び配管カバーは既設を再利用する。

○配線、配線カバー等は既設を再利用する。

○設置位置は、既設機器と同じ位置とする。

○リモコンは新設機器メーカーのものをを用いること。ホルダーは既設ホルダーと同じ位置に設置する。

○グリーン購入法適合商品とすること。

○新規室外機は基礎の上に据付鋼材 (溶融亜鉛メッキ) を据え付け、固定すること。

・室内機・天カセ 4 方向吹出 1 台 ー設置場所 (署長室 レイアウト図①)

【仕様】能力 冷房 : 7.1kW 暖房 : 8.0kW 程度

電源 : 単相 200V

定格消費電力 (冷房) : 0.03kW 程度

定格消費電力 (暖房) : 0.03kW 程度

室内機寸法 : W840×D840×H258 程度

(参考商品) 三菱電機 PLFY-P71HMG9

○パネル 1 台

(参考商品) 三菱電機 PLP-P160HWH

○リモコン 1個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

・室内機・壁掛 1台 ー設置場所(端末機室1 レイアウト図②)

【仕様】能力 冷房：4.5kW 暖房：5.0kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力(冷房)：0.03kW 程度

定格消費電力(暖房)：0.03kW 程度

室内機寸法：W898×D237×H299 程度

(参考商品) 三菱電機 PKFY-P45LMG9

○リモコン 1個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

・室内機・壁掛 1台 ー設置場所(端末機室2 レイアウト図③)

【仕様】能力 冷房：2.8kW 暖房：3.2kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力(冷房)：0.02kW 程度

定格消費電力(暖房)：0.02kW 程度

室内機寸法：W773×D237×H299 程度

(参考商品) 三菱電機 PKFY-P28LMG9

○リモコン 1個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

・室内機・天カセ2方向吹出 1台 ー設置場所(認定室 レイアウト図④)

【仕様】能力 冷房：3.6kW 暖房：4.0kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力(冷房)：0.03kW 程度

定格消費電力(暖房)：0.03kW 程度

室内機寸法：W770×D650×H290 程度

(参考商品) 三菱電機 PLFY-P36LMG9

○パネル 1台

(参考商品) 三菱電機 CMP-P45LWHG6

○リモコン 1個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

・室内機・天カセ2方向吹出 1台 ー設置場所(取調室 レイアウト図⑤)

【仕様】能力 冷房：4.5kW 暖房：5.0kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力(冷房)：0.04kW 程度

定格消費電力(暖房)：0.04kW 程度

室内機寸法：W770×D650×H290 程度

(参考商品) 三菱電機 PLFY-P45LMG9

○パネル 1 台

(参考商品) 三菱電機 CMP-P45LWHG6

○リモコン 1 個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

- ・室内機・壁掛 1 台 ー設置場所 (男子更衣室 レイアウト図⑥)

【仕様】能力 冷房：2.2kW 暖房：2.5kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力 (冷房)：0.03kW 程度

定格消費電力 (暖房)：0.03kW 程度

室内機寸法：W773×D237×H299 程度

(参考商品) 三菱電機 PKFY-P22LMG9

○リモコン 1 個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

- ・室内機・壁掛 1 台 ー設置場所 (女子更衣室 レイアウト図⑦)

【仕様】能力 冷房：2.8kW 暖房：3.2kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力 (冷房)：0.02kW 程度

定格消費電力 (暖房)：0.02kW 程度

室内機寸法：W773×D237×H299 程度

(参考商品) 三菱電機 PKFY-P28LMG9

○リモコン 1 個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

- ・室内機・壁掛 1 台 ー設置場所 (休養室 レイアウト図⑧)

【仕様】能力 冷房：5.6kW 暖房：6.3kW 程度

電源：単相 200V

定格消費電力 (冷房)：0.04kW 程度

定格消費電力 (暖房)：0.04kW 程度

室内機寸法：W898×D237×H299 程度

(参考商品) 三菱電機 PKFY-P56LMG9

○リモコン 1 個

(参考商品) 三菱電機 PAR-46MA

- ・ビル用マルチエアコン室外機 1 台 設置場所 (屋外 レイアウト図⑨)

【仕様】能力 冷房：35.5kW 暖房：37.5kW 程度

電源：3 相 200V

定格消費電力（冷房）：11.1kW 程度

定格消費電力（暖房）：11.1kW 程度

室外機寸法：W920×D740×H1650 程度

（参考商品）三菱電機 PUHY-RP335DMG9

（3） その他

○冷媒管内に残留する冷媒については適正に回収し破壊処分を行い、破壊証明書を提出すること。

○機器撤去・新設後に、壁等に隙間等が生じた場合は補修を行う。補修する際は、既存と同系色の部材にて行う。

○施工後は気密試験 24 時間、真空乾燥、耐圧試験、試運転調整等により正常に運転することを確認すること。

○設置後 3 ヶ月の間の空調不具合に関しては、当該工事の影響を鑑みて原因等を調査し報告すること。

8 留意事項

- （1） 契約後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。
- （2） 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- （3） 入札書提出前に必ず現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者から仕様の確認を行うこと。現地確認せず見積書を提出し契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。

なお、確認の際は事前に「2」の担当者へ連絡し、承諾を得ること。

- （4） 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- （5） 工事により、予測できない工事箇所が判明し、見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- （6） 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書（任意様式）」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- （1） 業務実施にあたり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- （2） 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式 1 「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が 50 万円未満のときはこの

限りではない。

- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

1 0 支払い・その他

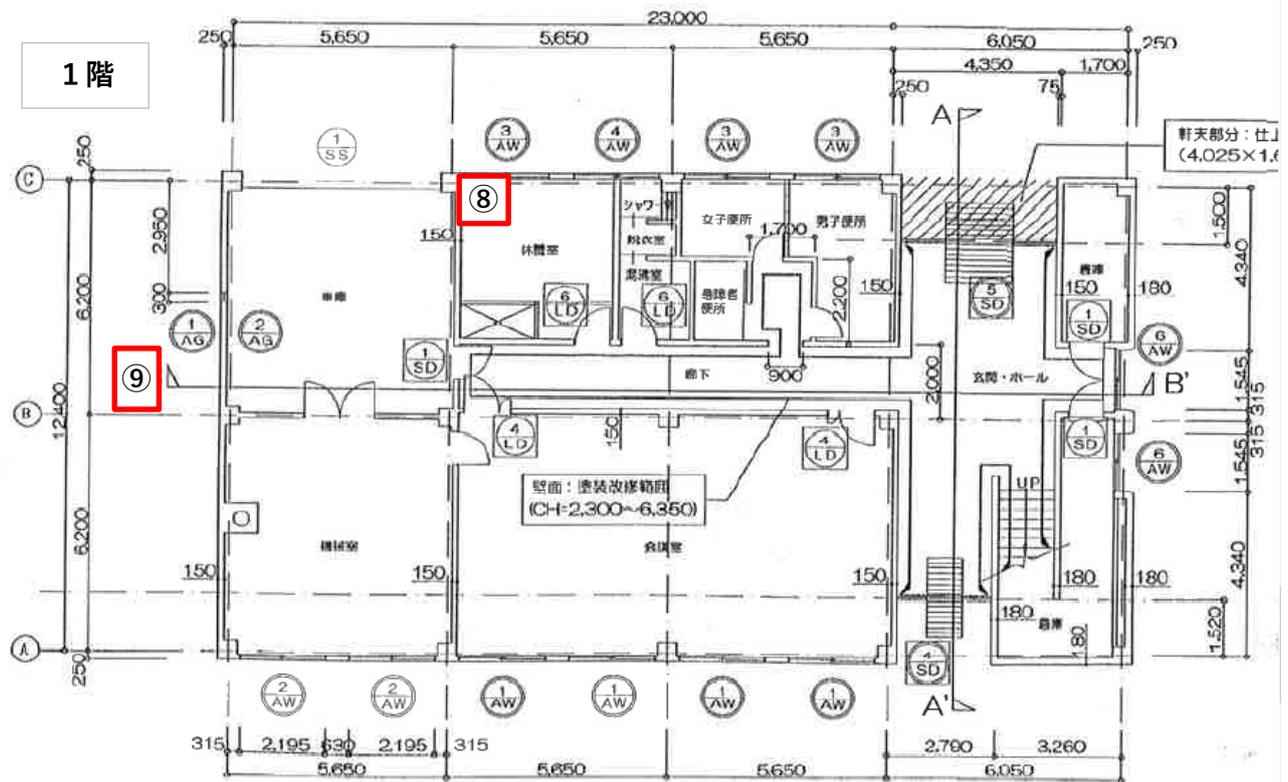
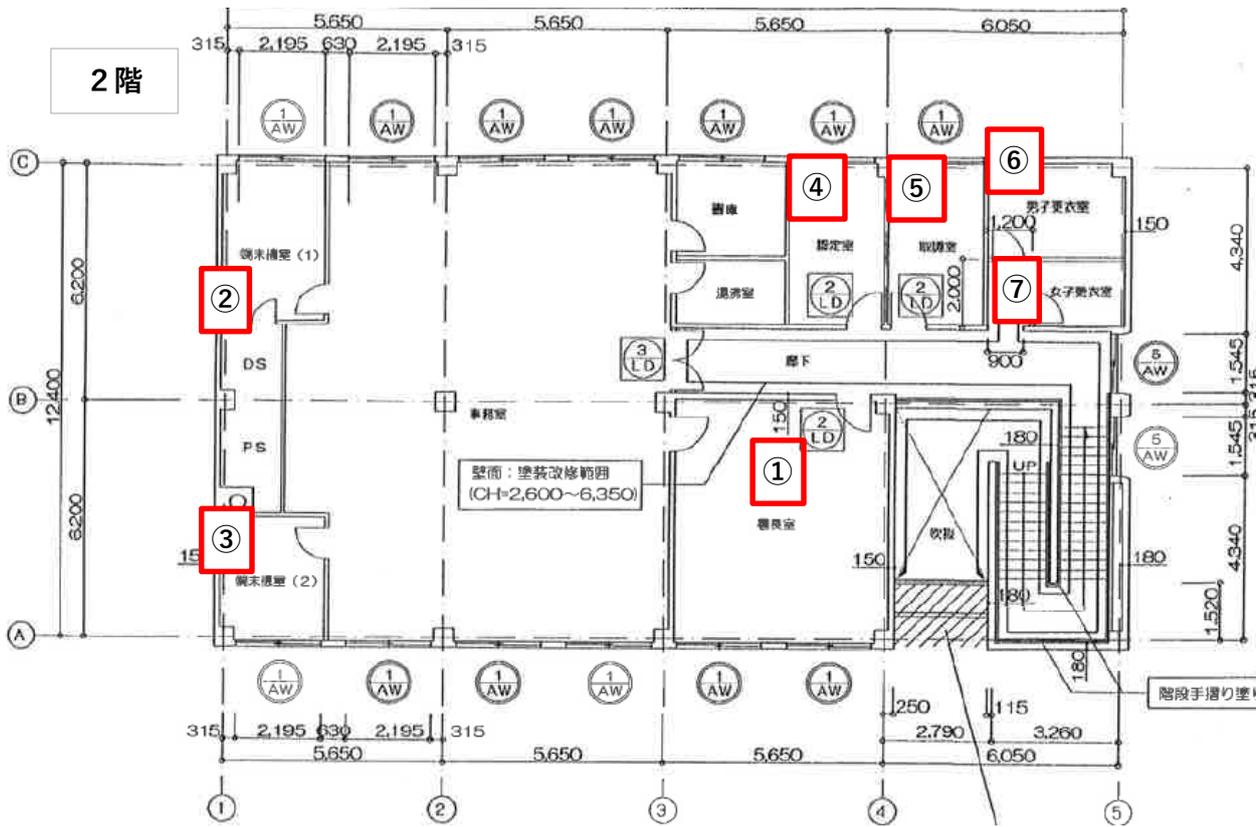
- (1) 全ての業務の完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 期限内に作業を完了し難い場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めたときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。
- (5) その他、本仕様及び資料に定めがない事項等、疑義が生じた場合は、1 1 契約担当者まで問い合わせること。

1 1 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

TEL 043-221-4311 Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp



成田労働基準監督署 施工箇所

- ① 署長室 ② 端末機室 (1) ③ 端末機室 (2) ④ 認定室
- ⑤ 取調室 ⑥ 男子更衣室 ⑦ 女子更衣室 ⑧ 休養室
- ⑨ 室外機 (屋外)



①

成田労働基準監督署
2F 署長室



④

成田労働基準監督署
2F 認定室



②

成田労働基準監督署
2F 端末機室(1)



⑤

成田労働基準監督署
2F 取調室



③

成田労働基準監督署
2F 端末機室(2)



⑥

成田労働基準監督署
2F 男子更衣室

⑦

成田労働基準監督署
2F 女子更衣室



.....
.....
.....
.....

⑨

成田労働基準監督署
室外機



.....
.....
.....
.....

⑧

成田労働基準監督署
1F 休養室



.....
.....
.....
.....

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

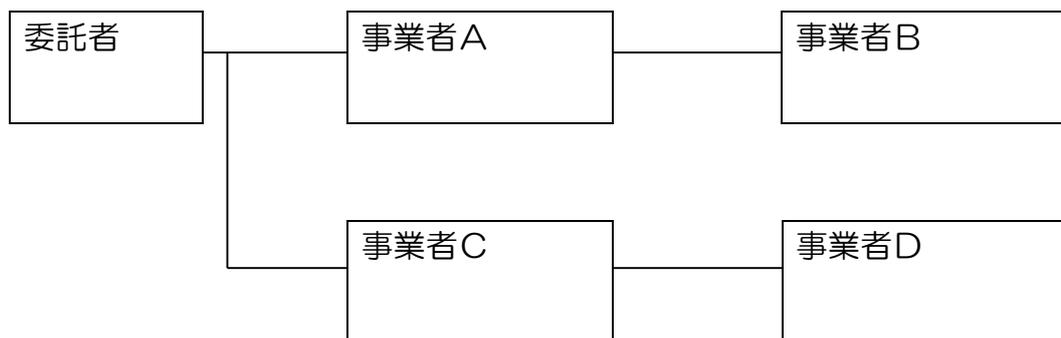
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 _____

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

